



Grant Thornton

An instinct for growth™

Newsletter

# 2014年の税務行政手続改革の評価および企業満足度、給与、税務、税関、および、企業支援策

31 August 2015



# 税務行政手続改革の評価

ベトナム商工会議所(VCCI)、行政手続改革諮問委員会、世界銀行グループ国際金融公社(IFC)および税務総局は、2015年8月11日に開催されたセミナーにおいて、「税務行政手続改革の評価:2014年企業満足度」に関する報告書を公表しました。

ベトナム全国63の省・中央直轄都市で活動する企業に対して実施された調査結果に基づいて、企業に対する調査、調査データの処理、および、報告書作成の全過程がVCCIを初めとする研究チームにより単独で実施されました。

Grant Thornton Vietnamでは、この報告書で留意すべきと思われる事項を、以下のようにまとめてみました。ご参考にして頂ければ幸いです。

## 情報へのアクセス

調査を受けた2社に1社は、法令文書、中央の税務政策、または、省あるいは税務当局のガイダンス文書へのアクセスが容易であると答えています。

## Implementing the reform of 税務行政手続の実施に対する評価

調査に参加した企業のうち49%は、税務登録や税務申告など税務行政手続の実施に際して困難を生じたことがあると答えています。

税務職員から多くの不必要な情報や書類の提供を要請され、結論が出るまでに極めて長い時間を要したなど。

## 税務調査、特別税務調査、および、不服申立の解決

売上規模の大きい企業ほど税務調査、特別税務調査の対象となる傾向があるようです。

- 企業の90%は、税務調査、特別税務調査の実施期間が規定通りの期間であることを認めています。
- 企業の26%は、税務調査、特別税務調査の際に、非公式な費用の支払を余儀なくされています。
- 企業の32%は、税務調査、特別税務調査に際して、税務職員による税務規定の解釈および適用が常に企業にとって不利な結論になる傾向があると答えています。
- 企業の13%は、税務当局による税務調査、特別税務調査の手続きに対する不服申立をしたことがあります。多くの企業は、(i) 将来の関係悪化懸念(32%)、(ii) 時間がかかることの懸念(31%)のために不服申立をしていません。

# 税務行政手続改革の評価

(税務行政手続改革の評価、前ページからの続き)

## 税務職員のサービス

- 企業の53%は、税務職員の態度が丁寧で、礼儀をわきまえており、企業を尊重する態度であることを認めています。
- 企業の52%は、税務申告、確定申告に際しての税務職員の専門知識、専門能力を肯定的に評価しています。
- 企業の32%は、税務職員に対して非公式な費用の支払を余儀なくされたと答えています。調査に参加した外国投資企業のうち41%が、税務職員に非公式な費用の支払をしたことがあると答えています。
- 外国投資企業の48%は、もし非公式な費用の支払をしないと不利な処遇を受けると考えています。非公式な費用の支払をしないと不利な処遇を受けると考えている企業のうち、50%は書類の補足や説明を求められると考えており、約37%は税務手続きの時間を引き延ばされることを懸念しており、15%は税務職員が礼儀を欠き丁寧でなくなるだろうと答えています。

## 税法に対する一般的な評価および企業からの提言

調査に監査した企業のうち92%は、最近の税法が積極的またはかなり積極的に改正されていると答えています。

今後の税務行政改革に対する企業の期待としては、税務行政手続の簡素化(86%)、税務行政機関および税務行政手続きに関する情報形態の拡充(71%)などがあります。

本調査結果報告書にご興味のある方は、VCCIへお問い合わせ下さい。  
その他何かご不明な点などございましたら、ご遠慮なく Grant Thornton Vietnam へお問い合わせ下さい。

# 給与および税務に関する最新ガイダンス情報

給与規定に関するガイダンスを規定するCircular No. 23/2015/TT-BLDTBXHが、2015年8月8日から発効し、当該ガイダンスに規定された制度は2015年3月1日から適用されます。

このガイダンスで留意すべき事項としては以下のようなものがあります。

## 給与の支払期限

- 月給制の労働者は、月に1回または半月に1回の支払を受け、仕事をしている月内に支払を受けます。
- 給与の支払タイミングは両者で合意し、月内の決まったタイミングを決めます。

## 残業、深夜労働、深夜残業の場合の給与額の計算式

- このガイダンスでは、これらの具体的な計算式、そして、計算式に出てくる項目の定義が規定されています。

## Grant Thornton Vietnamからのご提案です。

- 給与の支払タイミングと残業などの場合の給与計算方法が、新しい規定に準拠しているかどうかの確認をする。
- 深夜労働、残業をした時間、そして、深夜労働、残業により労働者へ支払った割増額を明記した表を作成する。この表を会社で保管し、税務当局からの要請があった場合には提示して、個人所得税法の規定により非課税となる所得分の証明ができるようにしておく。

付加価値税、個人所得税および租税管理に関するガイダンスの一部改正を規定するCircular No. 92/2015/TT-BTC

この Circular は、2015年7月30日から発効し、2015年度から個人所得税の取扱に適用されます。

このガイダンスで留意すべき事項としては以下のようなものがあります。

- ベトナムへ居住しに来る外国人、外国へ勤務するベトナム人、および、外国で長期居住していたベトナム人が勤務でベトナムへ戻る場合に対する一度限りの転勤手当は、個人所得税の課税対象になりません。
- 医療保険や定期保険（満期保険金が支払われる定期保険は除きます）などの保険商品のように任意保険でかつ非積立型の保険であり、保険加入者が、保険会社との合意により支払われる保険金または補償金の形態以外での積立保険料を受け取ることがない保険商品の保険料は、個人所得税の課税対象になりません。
- 労働者の住居と職場の間の送迎費については、会社方針に従い、個人所得税の課税対象にはしません。
- 個人事業、個人が投資家となっている一人社員有限責任会社からの配当金については、個人所得税の課税対象となる資本投資所得には含めません。

# 税務に関する最新ガイダンス情報

(Circular No. 92/2015/TT-BTC、前ページからの続き)

## 課税所得のベトナムドンへの換算:

売上、課税所得を外貨で受け取った場合、**個人が取引口座を開設している銀行の所得が発生した時点での実勢の買レート**によりベトナムドンへ換算します。

納税者がベトナムでの取引口座を持たない場合には、所得が発生した時点での Vietcombank の買レートにより外貨をベトナムドンへ換算します。

**Grant Thornton Vietnam からは、外貨建て課税所得のベトナムドン換算に関するこの新しい規定にご留意頂き、適切な為替レートを適用されますようお願い致します。**

## 一部の事例に対する個人所得税確定申告の原則:

暦年ベースでは初年度のベトナム滞在日数が183日未満となるが、ベトナムへの最初の入国日から連続する12か月間での滞在日数が183日以上となる場合のベトナム居住者の給与所得について、

- 初年度: 連続する12か月後遅くとも90日目に確定申告書類の申告、提出をします。
- 2年度目以降: 暦年の終了後遅くとも90日目に確定申告書類の申告、提出をします。

## ベトナム居住者であった外国人がベトナムでの勤務契約を終える場合、税務当局への確定申告を出国前にします。

- ベトナム居住者であった外国人がベトナムでの勤務契約を終えたが、税務当局への確定申告を出国前にできなかった場合、民法の規定に従い、所得を支払った会社、または、その他の機関・個人に対して規定による確定申告の委任をすることができます。但し、委任を受ける機関・個人が、規定による当該外国人の個人所得税納税額について税務当局に対して責任を負うとの誓約をすることが条件になります。
- この場合の個人所得税確定申告書類の提出期限は、当該外国人の出国日から45日目になります。

## 外国での年度内の源泉徴収額、仮納付額、または、納税額を証明する証票

書を発行しない場合、納税者は、会社が発行する源泉徴収票(何所得の申告書により納税済みかを明記する)の写し、または、外国での納税額に対する銀行証票の写し(納税者による確認署名済み)を提出することができます。

# 税務に関する最新ガイダンス情報

(Circular No. 92/2015/TT-BTC、前ページからの続き)

## ■ 従業員から委任を受けて個人所得税の確定申告を実施する際の相殺規定

- 所得支払い機関・個人が従業員から委任を受けて行う確定申告の義務は、所得支払機関・個人の源泉徴収義務と相殺することができます。
- 相殺後に不足納付額が残る場合、所得支払機関・個人は不足額を国庫へ納付しなければなりません。
- 相殺後に過剰納付額がある場合、税務当局は自動的に翌期の納税額との相殺を行います。あるいは、所得支払機関・個人は、Circular No. 156/2013/TT-BTCにより発行された様式 01/DNHT に従い国庫からの還付依頼書を作成し、直轄の税務当局へ提出して、還付を受けることもできます。

## ■ 監査役会の報酬および活動費用

2015年6月30日付けハノイ市税務局 Official Letter No. 42921/CT-HTr のガイダンスによれば:

監査役会の報酬および活動費用に関わる各種支出項目については、監査役会メンバーが、会社の製造事業活動運営に直接携わっていない場合、法人所得税計算に際して損金計上できません。

## ■ 作業屑・仕損品の売却、普通預金の金利から生じる所得も法人所得税の優遇措置を享受

2015年7月10日付けハノイ市税務局 Official Letter No. 45014/CT-HTr によれば:

1. 投資優遇分野に関する条件を満たすことにより法人所得税の優遇措置を受けている企業は、2014税務年度から、投資優遇分野から生じる所得に加えて、投資優遇を受ける分野に該当する製品の作業屑・仕損品の売却、優遇を受ける分野の売上・費用に直接関係する為替差額、普通預金の金利から生じる所得およびその他直接関係する所得も、Circular No. 78/2014/TT-BTC 第18条第4項およびCircular No. 96/2015/TT-BTC 第10項の規定に基づいて法人所得税の優遇措置を受けることができます。
2. 会社の投資プロジェクトが、地域(工業区、経済区、ハイテク区を含む)に関する優遇条件を満たすことにより法人所得税の優遇措置を受けている場合、法人所得税の優遇措置を受ける所得は、優遇地域上での製造事業活動から生じる全所得から、2015年6月22日付け財政省Circular No. 96/2015/TT-BTC の第10条第1項a, b, c が言及する所得を除外したものになります。

# 税関に関する最新ガイダンス情報

## 輸入物品の課税価格へのロイヤリティ、ライセンス料の加算

税関当局による検査の過程に際して、ロイヤリティやライセンス料を輸入物品の課税価格へ加算することを要請されて、納税額が増加してしまう可能性があります。

上記のような指摘の可能性は、税関申告価値に関する規定を定める2015年3月15日付け財政省Circular No. 39/2015/TT-BTCの第14条における以下のような定義が原因となっています。

- ロイヤリティとは、知的所有権の譲渡または各種知的所有権の使用権の譲渡を受けるために、知的所有権の所有者に対して購入者が直接または間接に支払う必要がある一定の金額である。
- ライセンス料とは、産業財産権に属する各種権利に含まれる活動を実施するために、知的所有権の所有者に対して購入者が直接または間接に支払う必要がある一定の金額である。

**Circular No. 39/2015/TT-BTCでは、以下の条件を全て満たした場合にのみ、ロイヤリティ、ライセンス料を輸入物品の課税価格へ加算するとのガイダンスをしています。**

1. 税関申告価値の算出対象となる輸入物品が第14条第4項の規定に従う輸入物品であり、この輸入物品に関連した各種知的所有権の使用、譲渡に対して、購入者がロイヤリティ、ライセンス料を支払う必要がある。
2. 購入者が直接または間接に支払う必要のあるロイヤリティ、ライセンス料が、第14条第6項の規定に従い、税関申告価値の算出対象となる輸入物品の売買取引のための1つの条件と見なされて、物品売買契約、ライセンス契約、または、知的所有権譲渡に関するその他合意に記載されている。

3. 税関申告価値の算出対象となる輸入物品に対して実際に決済した価格、または、実際に決済すべき価格に(ロイヤリティ、ライセンス料が)含まれていない。

**更に、Circular No. 39/2015/TT-BTCでは、以下のうちのどれかに該当する場合には、税関申告価値へのロイヤリティ、ライセンス料の加算は必要ないとガイダンスしています。**

- 輸入物品の複製、芸術作品のベトナムでの模倣の権利に対して購入者が支払う必要がある何らかの金額(例: サンプル品を輸入して、輸入したサンプル品と全く同じコピー製品を製造するために使用する場合、輸入したサンプル品に従い物品を製造するために支払う必要がある一定の金額は、輸入した物品を複製する権利として解釈されます)。
- 輸入物品の販売または転売の権利に対して購入者が支払う必要のある何らかの金額の場合で、その金額が、輸入物品の売買契約のための1つの条件として見なされない場合。輸入物品の複製、販売または転売の権利に対して購入者が支払う金額が、実際に決済した価格、または、実際に決済すべき価格に含まれている場合は、当該輸入物品の価額算出に際して税関申告価値から除くことはできません。

**Grant Thornton Vietnamからは、既に申告済みの輸入物品に関わる関連書類および申告価値を精査して、正確な税関申告価値となっているか確認をされることをお勧め致します。**

# Nghe An省地域の企業支援策

Nghe An省人民評議会は、2016年から2020年の期間における商標の確立および発展に関わるNghe An省地域の企業に対する支援策に関する2015年7月10日付け決議 Resolution No. 175/2015/NQ-HĐNDを公布しました。

## 支援を受ける対象

- 事業登録証明書を持ち、Nghe An省に本籍地を置く全ての経済セクターにおける企業で、商標の確立および発展のニーズを持つ企業。中でも、以下の企業を優先する。
  - ✓ Nghe An省の主力製品または戦略製品の製造事業活動を行う企業。
  - ✓ 商品ブランド、地理的表示(GI)、工業デザイン(意匠)の保護、ベトナムまたは国際基準に基づく技術基準・技術規定および品質管理システムの登録証明書の発行を受けた製品を持つ企業。
- 関連する機関など。

## Nghe An省からの支援策の内容および支援金額

- 商品ブランドおよび企業ブランドの確立、発展宣伝に関する知識、技能の訓練・研修実施。商標確立に関係する資料の編纂。
  - ✓ 支援金額: 国内外講師招聘、翻訳、会場利用、飲水、資料作成などに必要な費用の100%。

- ブランド名の考案、ロゴおよび認知マークシステムの設計、商品ブランドおよび企業ブランドの発展戦略策定に関わるコンサルティング。
  - ✓ 支援金額: 費用総額の50%。但し、1社につき100百万VNDを超えないこと。
- Nghe An省・中央のテレビ・新聞、および、大きな国際取引が行われるウェブサイト上での商品ブランドおよび企業ブランドの通信、マーケティング、広告活動の計画策定に関わるコンサルティング。
  - ✓ 支援金額: 費用総額の50%。但し、1社につき100百万VNDを超えないこと。
- 紛争または商標侵害の際の商標保護支援。
  - ✓ 支援金額: 費用総額の50%。但し、1社につき100百万VNDを超えないこと。

# Contacts

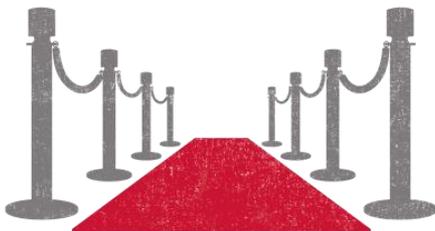
この Newsletter は、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、これら情報に基づく作為または不作為から発生した損額について、Grant Thornton (Vietnam) は責任を負いません。

今回の Newsletter に関するご質問や詳細情報のお問い合わせは、弊社の専門家へご連絡下さい。

**Newsletter のダウンロードは**

**下記サイトへアクセス下さい。**

[www.gt.com.vn](http://www.gt.com.vn)



## Ha Noi Office

18<sup>th</sup> Floor, Hoa Binh International Office Building  
106 Hoang Quoc Viet  
Cau Giay District, Ha Noi  
Vietnam  
T +84 4 3850 1686  
F +84 4 3850 1688

## Hoang Khoi

Tax Partner  
D +84 4 3850 1618  
E [Khoi.Hoang@vn.gt.com](mailto:Khoi.Hoang@vn.gt.com)

## Nguyen Dinh Du

Tax Partner  
D +84 4 3850 1620  
E [Du.Nguyen@vn.gt.com](mailto:Du.Nguyen@vn.gt.com)

## 大形 薫 (Kaoru Okata)

Director – Japanese Desk  
D +84 4 3850 1680  
E [Kaoru.Okata@vn.gt.com](mailto:Kaoru.Okata@vn.gt.com)

## Pham Ngoc Long

Tax Director  
D +84 4 3850 1684  
E [Long.Pham@vn.gt.com](mailto:Long.Pham@vn.gt.com)

## Nguyen Nhat Le

Tax Senior Manager  
D +84 4 3850 1685  
E [Le.Nguyen@vn.gt.com](mailto:Le.Nguyen@vn.gt.com)

## Ho Chi Minh Office

28<sup>th</sup> Floor, Saigon Trade Centre  
37 Ton Duc Thang Street  
District 1, Ho Chi Minh City  
Vietnam  
T +84 8 3910 9100  
F +84 8 3914 3748

## Nguyen Hung Du

Tax Partner  
D +84 8 3910 9231  
E [HungDu.Nguyen@vn.gt.com](mailto:HungDu.Nguyen@vn.gt.com)

## Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Director  
D +84 8 3910 9235  
E [Valerie.Teo@vn.gt.com](mailto:Valerie.Teo@vn.gt.com)

## Tran Hong My

Tax Director  
D +84 8 3910 9275  
E [HMy.Tran@vn.gt.com](mailto:HMy.Tran@vn.gt.com)

## 則岡 智裕 (Tomohiro Norioka)

Director – Japanese Desk  
D +84 8 3910 9205  
E [Tomohiro.Norioka@vn.gt.com](mailto:Tomohiro.Norioka@vn.gt.com)

## Tran Nguyen Mong Van

Tax Director  
D +84 8 3910 9233  
E [MongVan.Tran@vn.gt.com](mailto:MongVan.Tran@vn.gt.com)

## Nguyen Bao Thai

Tax Senior Manager  
M +84 8 3910 9236  
E [Thai.Nguyen@vn.gt.com](mailto:Thai.Nguyen@vn.gt.com)

© 2015 Grant Thornton (Vietnam) Limited. All rights reserved.  
Grant Thornton (Vietnam) Limited is a member firm of Grant Thornton International Ltd (GTIL). GTIL and the member firms are not a worldwide partnership. Services are delivered by the member firms. GTIL and its member firms are not agents of, and do not obligate, one another and are not liable for one another's acts or omissions.

